

まんさくの里デイサービスセンター 重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-348-8352 (午前9時～午後6時まで)
(電話による受付は年中無休)

担当 生活相談員 根本 貴子

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. まんさくの里 デイサービスセンター 概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業者名	まんさくの里 デイサービスセンター
所在地	千葉県松戸市八ヶ崎2-15-1
介護保険指定番号	(千葉県1271202390号)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	—	1名	—	施設管理経営	1名
生活相談員	社会福祉主事等	1名以上	—	相談業務	1名以上
調理員	—	—	—	委託業務	
栄養士	栄養士	1名以上 (兼務)		栄養管理	1名以上
事務職員	—	1名以上 (兼務)		庶務等	1名以上
看護職員	看護師	1名以上 (兼務)		看護業務	1名以上
	准看護師				
介護職員	—	2名以上		介護業務	2名以上
機能訓練 指導員	理学療法士等	1名以上		リハビリ業務	1名以上

(3) 同施設の概要

定員	20名	医務室	1室
食堂兼機能訓練室	1室	事務室	1室
浴室(一般浴槽)	1室	静養室	1室
浴室(特殊浴室)	1室	相談室	1室

(4) 営業日及び営業時間

月～金 (祝日・振替休日含む)	営業時間	9:00～18:00
	サービス 提供時間	9:30～16:45
土・日・年末年始(12/30～1/3)		定 休

3. サービス内容

ご利用日	ケアマネジャー等(あるいは利用者本人)が作成するサービス利用票に定める曜日
①送迎	原則として家の玄関までの送迎をいたします。
②食事	咀嚼・嚥下状態に応じ、粥、キザミ、ミキサー食等で対応します。
③入浴	ADLに応じて一般浴または特浴にて入浴していただきます。
④介護	利用者の心身全般を看護・介護職員が総合的にサポートします。
⑤機能訓練	看護・介護職員が生活リハビリを行います。
⑥生活相談	相談員が随時相談に応じます。
⑦レクリエーション	各種季節行事等、様々な活動を実施します。

4. 利用料金

(1)利用料金

①介護給付によるサービス

(ア)基本単位

◎地域区分1単位の単価:5級地 10.45 (円)

	単位数	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
要介護 1	658	688	1,376	2,063
要介護 2	777	812	1,624	2,436
要介護 3	900	941	1,881	2,822
要介護 4	1,023	1,069	2,138	3,207
要介護 5	1,148	1,200	2,400	3,599

(イ)加算

	単位数	1割	2割	3割		単位数	1割	2割	3割
(1)入浴介助加算(Ⅰ)	40	42	84	126	(2)入浴介助加算(Ⅱ)	55	58	115	173
(3)中重度ケア体制加算	45	47	94	141	(4)生活機能向上連携(Ⅰ)	100	105	209	314
(5)生活機能向上連携(Ⅱ)	200	209	418	627	(6)個別機能訓練(Ⅰ)イ	56	59	117	176
(7)個別機能訓練(Ⅰ)ロ	76	80	159	239	(8)個別機能訓練(Ⅱ)	20	21	42	63
(9)ADL維持等加算(Ⅰ)	30	32	63	94	(10)ADL維持等加算(Ⅱ)	60	63	126	189
(11)認知症加算	60	63	126	189	(12)若年性認知症入所者受入	60	63	126	189
(13)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	157	314	471	(14)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	168	335	502
(15)送迎未実施減算(片道)	▲ 47	▲ 50	▲ 99	▲ 148	(16)科学的介護推進体制加算	40	42	84	126
(17)サービス提供体制加算									
(Ⅰ)	22	23	46	69	(Ⅲ)	6	7	13	19
(Ⅱ)	18	19	38	57					

(18)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

(ア)及び(イ)(1)～(17)の総単位数に加算率9.0%を乗じて、その数に地域区分単価を乗じた1割～3割の額
(限度額管理の対象外)

※前頁の加算は1割の金額です。

※月間の合計単位で補正した金額になりますので、細部で相違が生じる場合があります。

②介護給付対象外のサービス

- ・食費 700円（月3回程行事食を提供します。その際は別途300円頂きます。）
- ・夕食用お弁当 1食428円（ご希望の方のみ、事前のご注文にてご用意致します。）
- ・レク材料費(月額) 500円 ・オムツ代 実費
- ・事務手数料 200円(自動引き落とし、ご希望者のみ)

※手続きに時間を要します。初回分は下記の支払い方法でお願いします。

(2) 支払い方法

毎月15日までに前月分の利用請求書を発行いたします。お支払い方法は指定の銀行へ振込むか、または、窓口(事務所)でのお支払いになります。

領収書につきましては振込みの場合は確認後、窓口支払いの場合は随時発行いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に担当介護支援専門員等とご相談ください。居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼されていない場合は生活相談員までご相談下さい。

(2) サービスの利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

②自動終了

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、10日以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者またはその家族などが事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

10. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 慶桜会
代表者役職・氏名	理事長 細野 恵子
本社所住所・電話番号	松戸市八ヶ崎2-15-1 TEL 047-348-8352
定款の目的に定めた事業	1 特別養護老人ホーム 2 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護) 3 通所介護 4 居宅介護支援事業所(介護予防支援) 5 その他これに付随する業務

通所介護の利用開始にあたり、利用者に契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

〈事業者名〉	社会福祉法人 慶桜会	
	まんさくの里 デイサービスセンター	
〈住所〉	千葉県松戸市八ヶ崎二丁目15番1	
〈代表者名〉	理事長 細野 恵子	印
〈説明者氏名〉	生活相談員 根本 貴子	印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護の利用開始にあたり重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

〈利用者氏名〉

印

〈代理人氏名〉

印